

大宜味村ふるさと納税（大宜味村むらづくり応援寄附金） 返礼品取扱事業者募集要項

1 目的

ふるさと納税（寄附金）制度を活用し、大宜味村への寄附促進及び地元特産品等のPR等のため、寄附者に大宜味村の魅力をより一層アピールできる返礼品として、商品やサービスを提供する企業、団体又は個人事業者（以下「取扱事業者」）を募集します。

2 取扱事業者の要件

取扱事業者について、次の要件に適合していること。

- (1) 各種法令規則等に従った営業活動等を行っていること。
- (2) 大宜味村内で1年以上事業活動を行っている実績があること。
- (3) 納税地が大宜味村であること。
 - ①個人事業主の場合は代表者が大宜味村に住所を有している者。
 - ②法人の場合は本店又は主たる事業所が大宜味村であること。
- (4) 大宜味村内で生産・製造を行っている事業所。
- (5) 大宜味村内で生産・製造された特産品を多数取り扱っている事業所。

※但し、村内に販売拠点をもたない通販業者等は不可。
- (6) 自己において、返礼品の発送手続きが遅滞なくできるもの。
- (7) 返礼品発送について、不具合への対応及びクレーム等に真摯に対応できる者。
- (8) 代表者等が、大宜味村暴力団排除条例（平成23年村条例第10号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等ではないこと。
- (9) その他大宜味村が認める事業者・団体。

※本事業の趣旨を理解し、これまでの事業活動等において本村への社会貢献度が認められる者。

3 返礼品の要件

返礼品について、次の要件に適合していること。

- (1) 大宜味村のイメージ向上につながり、魅力をアピールできる特産品等（農産物、海産物、酒類、菓子類、工芸品、観光関連サービス等）であること。
- (2) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めるものであること。（ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは認める。）
- (3) 大宜味村への誘客・消費につながるもの。
- (4) 平成29年4月1日付け総務省令第28号「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」により総務大臣から通知された、次に掲げるような「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品」に該当しないこと。

①金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）

※使用対象となる地域や期間が限定されているものを含む

※ふるさと納税事業を紹介する事業者等が付与するポイント等を含む

②資産性の高いもの（電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）

③価格が高額のもの

④寄附額に対する返礼品の調達価格の割合の高いもの

(5) 平成31年4月1日付け総務市第17号「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」により総務省自治税務局市町村税課長から通知された「4. 地場産品基準（告示第5条関係）（1）、（2）」や平成31年総務省告示第179号第5条を遵守し、その基準に適合する返礼品とすること。

(地場産品基準の例) ※以下のいずれかに該当すること。

- 1 大宜味村内において生産されたものであること。
- 2 大宜味村内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 3 大宜味村内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 4 返礼品等を提供する大宜味村内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 5 大宜味村の広報の目的で生産された大宜味村のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から大宜味村の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 6 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 7 大宜味村内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が大宜味村に相当程度関連性のあるものであること。

4 寄附金額と返礼品の価格について

返礼品の価格（税込、梱包代込）は、寄附金額の25%以内とします。但し、クール便にて配送する返礼品については寄附金額の24%以内とします。寄附金額は10,000円以上とし、1,000円刻みとします。

※社会情勢による価格によって変動する場合があります。

配送料等返礼品に係る費用は全て大宜味村が負担します。

5 取扱事業者のメリット

- (1) 大宜味村の契約するふるさと納税のポータルサイトに返礼品の画像、商品名、取扱事業者名等を掲載することにより、自社の取り組みを全国に広くPRすることができます。また、大宜味村の作成するチラシ等で紹介される場合もあります。
- (2) 返礼品発送時に、取扱事業者のパンフレット等（返礼品の価格の記載がないもののみ可）の同封ができ、自社商品等のPRができます

6 申込方法

大宜味村企画観光課へ下記（1）の書類をご提出のうえご連絡ください。

（1）誓約書

次の書類に必要事項を記入の上ご提出ください。

提出先：大宜味村役場企画観光課、またはふるさと納税業務委託事業者

・誓約書（様式第1号）

※大宜味村に連絡をいただいた後、ふるさと納税業務委託事業者から返礼品の登録に係る調整の連絡を行います。

7 個人情報の保護

返礼品取扱事業者は、この事業を遂行するため、個人情報の取扱については、大宜味村個人情報保護条例及び関係法令を遵守していただく必要があります。また、寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的で使用できません。

8 その他留意事項

- (1) 返礼品取扱事業者は、決定した商品等を変更・辞退する場合は、速やかに取りまとめ業者の承認を得ること。
- (2) 返礼品取扱事業者は、商品の品質等に関して、寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとします。
また、品質等による補償やクレーム対応については、大宜味村は一切責任を負いませんので取扱事業者が負担するものとします。
- (3) 大宜味村は、登録された返礼品が、本要項2及び3に定める要件に適合しなくなったと認めた場合や国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱の変更等により返礼品としてふさわしくないと判断された場合には、その登録を中止することがあります。
- (4) この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、大宜味村との協議によるものとします。